

**8月の「税」の納期限
9月1日(月)**

問い合わせ先 税務課

●住民税 第2期
●国民健康保険税 第2期

※口座振替を利用している人は、8月25日(月)に振替を行いますので、残高の確認をお願いします。

- ①印かん(認印で可。法人の場合は代表者印)
②購入代金(入札金額および消費税)
- ①税や税務署についての意見
②税について学習したことに関する意見や感想
③税務署や公共的な施設を見学したことがあれば、その体験や印象
④税にかかわる家族の体験談や周りの方の話を聞いて、自分が考えたこと
- など、税に関するものであれば何でも結構です。

高校生の税の作文募集

- 国税局や税務署では、今年も高校生の皆さんから税に関する作文を募集します。
- テーマは、
- ①税や税務署についての意見
②税について学習したことに関する意見や感想
③税務署や公共的な施設を見学したことがあれば、その体験や印象
④税にかかわる家族の体験談や周りの方の話を聞いて、自分が考えたこと
- など、税に関するものであれば何でも結構です。

- ①税や税務署についての意見
②税について学習したことに関する意見や感想
③税務署や公共的な施設を見学したことがあれば、その体験や印象
④税にかかわる家族の体験談や周りの方の話を聞いて、自分が考えたこと
- など、税に関するものであれば何でも結構です。

第1回「県・市町村合同公売会」

平成20年度

県および市町村では、差押財産の公売会を合同で開催し、家電製品やAV機器、日用品などを次のとおり公売します。購入を希望する人は、この機会にぜひご参加ください。

とき 8月29日(金)
午前9時開場

問い合わせ先

●熊本県税務課地方税徴収特別対策室
☎096(333)2099

●菊池市税務課収納対策室
☎096(354)6171

市税還付金の振り込め詐欺に注意!

今回の「税源移譲時の年度間の所得変動に係る減額措置」は、今年度限りですが、全国一斉に実施されることから、市税還付金の振り込め詐欺に悪用される恐れがあります。市職員を装った不審な電話「振り込め詐欺」にご注意ください。

問い合わせ先 税務課市民税係

還付金の受け取りのために金融機関やコンビニのATMの操作を求めるとはなりません

電話によりATMを操作するよう誘導し、現金を振り込ませる詐欺が発生しています!

金融機関の口座を指定して振込みを求めるとはなりません

市職員や税務署職員を装い、税金の支払を求める詐欺が発生しています!

ネットでもどこでも申告・納税「e-Tax」

「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」を利用することにより、国税に関する各種手続(①所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告、②すべての国税の納税、③法定調書の提出などの申請・届出など)が自宅や事務所にながらにしてインターネットなどで行うことができます。

e-Taxに関する詳細は、ホームページをご覧ください。

○e-Taxホームページ
http://www.e-tax.nta.go.jp
※メールや電話での質問を受け付けています。

問い合わせ先 菊池税務署
☎(25)2121

●税額＝医療分＋後期高齢者支援金分(新設)＋介護分(40歳～64歳までの人のみ)

区 分	医療分		支援金分		介護分(40～64歳)	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割 (前年中の所得に応じて)	10.00%	8.00%	-	2.50%	1.60%	2.00%
均等割 (加入者一人あたり)	26,800円	28,000円	-	7,800円	8,000円	10,000円
平等割 (一世帯あたり)	29,000円	25,000円	-	7,500円	5,000円	7,000円
課税限度額	56万円	47万円	-	12万円	9万円	9万円

●保険税計算例

◎給与所得者の場合(夫40歳・妻40歳・子12歳・子8歳)
夫の給与収入 300万円(所得は192万円)、妻は収入なし

医療分: (1)所得割 (192万円-33万円)×8.0% =127,200円 (2)均等割 28,000円×4人 =112,000円 (3)平等割 25,000円 (1)+(2)+(3)=264,200円…(A) (100円未満は切り捨て)	支援金分: (1)所得割(192万円-33万円)×2.5% =39,750円 (2)均等割7,800円×4人 =31,200円 (3)平等割 7,500円 (1)+(2)+(3)=78,400円…(B) (100円未満は切り捨て)	介護分: (1)所得割(192万円-33万円)×2.0% =31,800円 (2)均等割10,000円×2人 =20,000円 (3)平等割 7,000円 (1)+(2)+(3)=58,800円…(C) (100円未満は切り捨て)
年税額 (A)+(B)+(C) = 401,400円		

■平成20年4月より、特別徴収(年金からの天引)が始まりました。

次の条件を満たす人(世帯主)は、原則、年金からの天引となります。

- ・年金給付額が年額18万円以上ある人
- ・国民健康保険の加入世帯の世帯主と加入者が、すべて65歳以上75歳未満である人
- ・介護保険料の特別徴収対象者
- ・介護保険料と国民健康保険税を合算した額が、年金給付額の2分の1に相当する額を下回る人

■被用者保険の被扶養者だった人への軽減措置(申請が必要)

75歳以上の人が被用者保険(社会保険、共済組合など)から後期高齢者医療制度に移行したことにより、その被扶養者(65歳～74歳)が国民健康保険に加入した場合は、申請により2年間、所得割を免除、均等割が半額に、さらに、被保険者が1人の場合には、世帯別で賦課される保険税も半額になります。

■軽減の適用

所得が一定基準以下の場合、医療分と介護分の均等割、平等割のみ、7割・5割・2割の軽減措置があります。

ただし、所得申告がされていない場合は、軽減の対象になりません。

■国民健康保険税の納期
○特別徴収の人の納期

徴収月	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	翌2月

※国民健康保険税を口座振替により納付しており、滞納がない人は、申し出により特別徴収(年金天引)から普通徴収(口座振替)へ変更することができます。(8月22日までに申し出ると10月から口座振替へ変更できます)

○普通徴収(納付書払いまたは口座振替)の人の納期

今までどおり7月～翌2月までの8期の納期です。7月に1年間分の納付書をまとめて送付していますので、納期ごとにお支払いください。



堆肥化施設を所有している皆さんへ

減免期間が終了した堆肥化施設の固定資産税について再度減免を受けることができます。

菊池市では、家畜排せつ物を堆肥化するための施設に対して、固定資産税を課税年度から5年間、2分の1に減免する規則を設けています。

今回、規則の一部改正を行い、既に減免期間が終了した堆肥化施設も、平成20年度から平成24年度までの5年間減免を受けることができます。

減免を受ける場合は、左記の手続きをしてください。

減免申請手続き

所定の減免申請書を菊池市役所税務課または各総合支所税務出張所まで提出してください。

減免申請書は提出先にあります。

提出期限
8月29日(金)まで

問い合わせ先
税務課固定資産税係